

重要事項説明書 (介護予防訪問看護を含む)

〈2024年4月現在〉

おおもりまち訪問看護ステーションは、看護が必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

【事業目的】

この規程は、城南福祉医療協会法人が設置するおおもりまち訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供することを目的とする。

【運営方針】

(1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

(2) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

(3) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	城南福祉医療協会
代表者氏名	理事長 山本 博
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都大田区大森東 4-4-14 TEL :03-3762-8421

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	おおもりまち訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	1367191331号
事業所所在地	〒143-0012 東京都大田区大森東 4-3-11 大田歯科ビル 3階
連絡先 相談担当者名	TEL : 03-3298-5057 FAX: 03-3298-5077 管理者 塩谷 博美
事業所の通常の 事業の実施地域	大田区(大森東・西・南・大森中・北糀谷・蒲田・西蒲田・東蒲田・東糀谷・西糀谷・南馬込・北馬込・品川区全域)

営業所名称	おおもりまち訪問看護ステーション ゆたか営業所
所在地	東京都品川区豊町 4-18-21 ゆたか診療所内 2階

(2) 営業時間帯

月曜日～金曜日	午前 8:50～16:50
土曜日	午前 8:50～12:50
事業所の休業日	土曜午後・日曜祝日・年末年始(12月29日～1月3日) 緊急時除く

(3) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		訪問看護	1名
看護師	看護師	11名	17名	訪問看護	28名
准看護師	准看護師	0名	0名	訪問看護	0名
理学療法士	理学療法士	4名	0名	訪問看護	4名
作業療法士	作業療法士	0名	1名	訪問看護	1名
言語聴覚療法士	言語聴覚療法士	0名	0名	訪問看護	0名
事務職員	医療事務・介護事務	1名	3名		

3 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察と主治医の指示に基づく必要な看護 ② 床ずれの予防及び処置 ③ 体位変換、食事、排泄の介助 ④ 入浴、清拭、洗髪の介助 ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理 ⑥ リハビリテーションの指導 ⑦ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑧ ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑨ 介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など) その他サービス(療養相談・助言・その他)

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑩ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑪ その他前各号に準ずる言動を行うこと

4 利用者の解除権について

利用者は以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとししない場合
- (2) 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

5 事業者の解除権について

- (1) 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなした際（サービス利用時禁止行為など）は、即刻契約解除する場合があります。また事業所による再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。
- (2) 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員または利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

6 その他の費用について

① 死後の処置料	指定訪問看護と連続して行う死後の処置ご希望の場合（保険外サービス 10,000 円（内税））を申し受けます。 ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスとなります
② 長時間サービス料	保険適用ではない場合、訪問看護時間が 90 分を超えた場合、30 分毎に 5,000 円（内税）を頂きます。

7 料金の支払い方法について

一ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落としとさせていただきます。なお、ご希望により振込・現金支払いを利用する事もできます。但し、振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。引落としに関してはサービス提供月の翌々月 22 日（休日、祝日の場合は翌営業日）に引き落としされます。

また、特別管理加算・長時間対応体制加算など必要加算については該当内容により説明いたします。
*料金表参照

8 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないます。実際の提供は、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(6) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、15 分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。

(7) 代行訪問・振替訪問に関して、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。

(8) 同行訪問に関して、弊社では研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。尚、予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんので、よろしくお願いいたします。

(9) 担当者の変更に関して、スタッフの異動や他のご利用者様のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。

9 虐待の防止及び身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	塩谷 博美
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による。

(7) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(8) サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> <p>④ 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5 居宅介護支援事業所等との連携

(1) 訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

1 6 サービス提供の記録

(1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

(2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。(適正に保管・管理致します)

(3) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から2年間保存します。

(4) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 その他運営についての留意事項

(1) 感染症の予防及び蔓延の防止の為、指針に基づき次の措置を講じます。

- ① 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い研修を通じて感染症対策の向上や知識、技術向上に努めます。
 - ② 感染症の発生及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、結果については従業員に周知徹底します。
- (2) 非常時災害時の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的を開催するなどの措置を講じます。
- (3) 男女雇用機会均等法などにおけるハラスメントやサービス提供におけるカスタマーハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、委員会を主体にハラスメント対策に取り組みます。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

事業所の担当窓口 塩谷 博美	ご利用時間 営業日の営業時間内 電話・面接等 電 話 03-3298-5057
東京都国民保険団体連合会 苦情相談窓口	ご利用時間 月～金曜日 9:00～17:00 祝祭日除く 電 話 03-6238-0177
東京都後期高齢者医療広域連合 制度関係窓口	ご利用時間 月～金曜日 9:00～17:00 祝祭日除く 電 話 0570-086-519
大田区介護保険相談窓口 大田区高齢者福祉課	ご利用時間 月～金曜日 8:30～17:00 祝祭日除く 電 話 03-5744-1655
品川区介護保険相談窓口 品川区高齢者福祉課	ご利用時間 月～金曜日 8:30～17:00 祝祭日除く 電 話 03-5742-6728

料金表

訪問看護利用料のご案内 1-1

(介護保険で訪問看護サービスをご利用の方)

		単位数	3割負担	2割負担	1割負担
20分未満 (1回につき)		314	1,074円	716円	358円
30分未満 (1回につき)		471	1,611円	1,074円	537円
30分以上 60分未満 (1回につき)		823	2,815円	1,877円	939円
60分以上 90分未満 (1回につき)		1,128	3,858円	2,572円	1,286円
理学療法士等による訪問	1回につき 20分	294	1,006円	671円	336円
	1回につき 40分	294×2回	2,011円	1,341円	671円
	1回につき 60分	265×3回	2,719円	1,813円	907円

* 早朝 6時～8時・夜間 18時～22時は基本単位数の25%増、深夜 22時～6時は50%増となります。

			単位数	3割負担	2割負担	1割負担
緊急時訪問看護加算Ⅰ (月1回)			600	2,052円	1,368円	684円
緊急時訪問看護加算Ⅱ (月1回)			574	1,963円	1,309円	655円
特別管理加算Ⅰ (月1回)			500	1,710円	1,140円	570円
特別管理加算Ⅱ (月1回)			250	855円	570円	285円
長時間訪問看護加算 (月1回)			300	1,026円	684円	342円
複数名訪問看護Ⅰ	看護師2名 (1回につき)	30分未満	254	869円	579円	290円
		30分以上	402	1,375円	917円	459円
複数名訪問看護Ⅱ	看護師と 看護補助者 (1回につき)	30分未満	201	688円	459円	230円
		30分以上	317	1,084円	723円	362円
初回加算(Ⅰ) 退院当日に初回訪問			350	1,197円	798円	399円
初回加算(Ⅱ)			300	1,026円	684円	342円
退院時共同指導加算			600	2,052円	1,368円	684円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)			250	855円	570円	285円
看護体制強化加算Ⅰ (月1回)			550	1,881円	1,254円	627円
看護体制強化加算Ⅱ (月1回)			200	684円	456円	228円
サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回につき)			6	21円	14円	7円
サービス提供体制強化加算Ⅱ (1回につき)			3	11円	7円	4円
ターミナルケア加算			2,500	8,550円	5,700円	2,850円

訪問看護利用料のご案内 1-2

(介護保険で予防訪問看護サービスをご利用の方)

		単位数	3割負担	2割負担	1割負担
20分未満(1回につき)		303	1,037円	691円	346円
30分未満(1回につき)		451	1,543円	1,029円	515円
30分以上60分未満(1回につき)		794	2,716円	1,811円	906円
60分以上90分未満(1回につき)		1,090	3,728円	2,486円	1,243円
理学療法士等による訪問	1回につき20分	284	972円	648円	324円
	1回につき40分	284×2回	1,943円	1,295円	648円
	1回につき60分	142×3回	1,457円	972円	486円

* 早朝6時～8時・夜間18時～22時は基本単位数の25%増、深夜22時～6時は50%増となります。

* 理学療法士等による介護予防訪問看護を利用開始日から12月を超えて利用の場合 5単位減/回となります。

		単位数	3割負担	2割負担	1割負担	
緊急時訪問看護加算Ⅰ(月1回)		600	2,052円	1,368円	684円	
緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)		574	1,963円	1,309円	655円	
特別管理加算Ⅰ(月1回)		500	1,710円	1,140円	570円	
特別管理加算Ⅱ(月1回)		250	855円	570円	285円	
長時間訪問看護加算(月1回)		300	1,026円	684円	342円	
複数名訪問看護Ⅰ	看護師2名 (1回につき)	30分未満	254	869円	579円	290円
		30分以上	402	1,375円	917円	459円
複数名訪問看護Ⅱ	看護師と 看護補助者 (1回につき)	30分未満	201	688円	459円	230円
		30分以上	317	1,084円	723円	362円
初回加算(Ⅰ) 退院当日に初回訪問		350	1,197円	798円	399円	
初回加算(Ⅱ)		300	1,026円	684円	342円	
退院時共同指導加算		600	2,052円	1,368円	684円	
看護・介護職員連携強化加算(月1回)		250	855円	570円	285円	
看護体制強化加算(月1回)		100	342円	228円	114円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ(1回につき)		6	21円	14円	7円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ(1回につき)		3	11円	7円	4円	
専門管理加算(専門または特定行為研修者による計画的管理看護を実施の場合) 月1回		250	855円	570円	285円	

訪問看護利用料のご案内 2

(医療保険で訪問看護サービスをご利用の方)

各保険により負担割合が異なります。お手持ちの保険証等をご確認ください。利用料の1~3割負担です。

訪問看護基本療養費		週3日まで	週4日以降
基本療養1 (1日につき)	保健師・看護師・理学療法士等	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア 人工膀胱ケアに係る専門看護師	12,850円 (月1回)	
基本療養費Ⅱ (1日につき) 同建物内の複数(3人以上)の 利用者に同一日に訪問看護	保健師・看護師・理学療法士等	2,780円	3,280円
	准看護師	2,530円	3,030円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア 人工膀胱ケアに係る専門看護師	12,850円 (月1回)	
基本療養費Ⅲ (1日につき)	試験外泊時の訪問看護	8,500円	

精神科訪問看護基本療養費		週3日まで		週4日以降	
		30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
基本療養費Ⅰ (1日につき)	保健師・看護師・作業療法士等	4,250円	5,550円	5,100円	6,550円
	准看護師	3,870円	5,050円	4,720円	6,050円
基本療養費Ⅳ (1日につき)	試験外泊時の訪問看護	8,500円			

訪問看護管理療養費		月の初日	2日目以降(Ⅰ)	2日目以降(Ⅱ)
機能強化型訪問看護管理療養費1	(1日につき)	13,230円	3,000円	2,500円
機能強化型訪問看護管理療養費2	(1日につき)	10,030円	3,000円	2,500円
機能強化型訪問看護管理療養費3	(1日につき)	8,700円	3,000円	2,500円
訪問看護管理療養費	(1日につき)	7,670円	3,000円	2,500円

加算等

緊急時訪問看護加算	(1日につき)	2,650円	
24時間対応体制加算	(月1回)	6,520円	
特別管理加算(月1回)	I: 気管切開や留置カテーテルを使用している状態等	5,000円	
厚生労働大臣が定めた状態	II: 在宅酸素・人工呼吸器・人工肛門管理 等	2,500円	
難病等複数回訪問加算	(1日2回)	4,500円	
	(1日3回以上)	8,000円	
複数名訪問看護加算	看護師との同行(週1回)	4,500円	
	准看護師との同行(週1回)	3,800円	
	看護補助者との同行(週3回まで)	3,000円	
	看護補助者との同行	1日に1回の場合	3,000円
	(別に厚生労働大臣が定める場合)	1日に2回の場合	6,000円
		1日に3回以上	10,000円
長時間訪問看護加算	90分超の場合(週1日)	5,200円	
乳幼児加算(6歳未満)	(1日につき)	1,500円	
夜間・早朝・深夜加算	早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)	2,100円	
	深夜(22時~6時)	4,200円	
退院時共同指導加算	(月1回)	8,000円	
	特別管理加算対象者の場合(月2回)	10,000円	
退院支援指導加算	退院日の訪問(翌日以降の初日に加算)	6,000円	
	長時間(別に厚生労働大臣が定める場合)	8,400円	
在宅患者連携指導加算	(月1回)	3,000円	
在宅患者緊急時ケア加算	(月2回)	2,000円	
看護・介護職員連携強化加算	(月1回)	2,500円	
訪問看護情報提供療養費	(月1回)	1,500円	
ターミナルケア療養費1		25,000円	
ターミナルケア療養費2		10,000円	
訪問看護医療DX情報活用加算	(月1回)	50円	
訪問看護ベースアップ評価料I	(月1回)	780円	

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

指定訪問看護・介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者	
-----	--

事業者	所在地	東京都大田区大森東 4-3-11 大田歯科ビル 3 階
	事業者名	社会医療法人財団 城南福祉医療協会
	代表取締役	理事長 山本 博

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

利用者氏名	
代理人氏名	(続柄)

